

第三者加害事案について

1 第三者加害事案とは

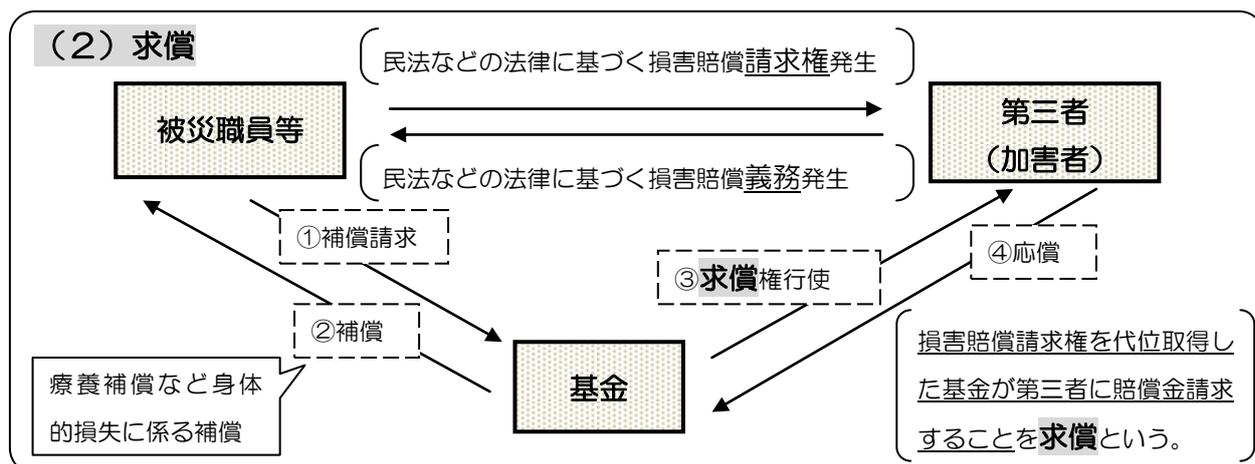
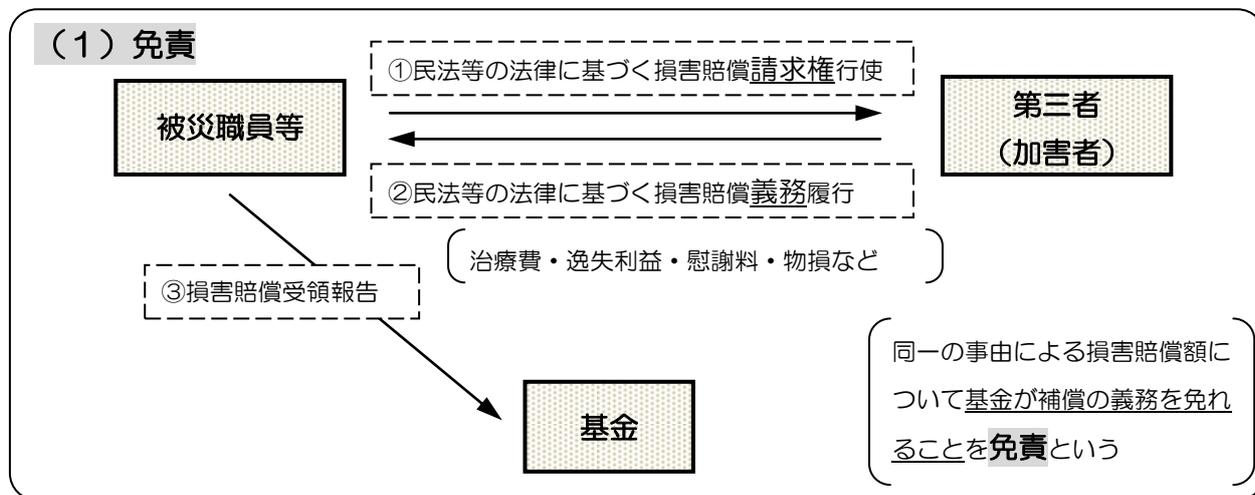
- (1) 公務・通勤災害のうち「第三者」の行為が原因となって発生した災害をいいます。
- (2) 「第三者」とは、被災職員が被った災害に関して民事上の損害賠償の責めに任ずる者をいいます。(ただし、被災職員の所属する地方公共団体以外の者です。)

【例】・職員が自動車通勤中に、後ろから自動車に追突され、負傷した。
・警察官が巡回中に酒に酔った男性に殴られ負傷した。
・小学校の教諭が、授業中に暴れた児童を制止しようとしたところ、腹部を蹴られて負傷した。
・職員が税の徴収に向かったところ、飼われていた犬に咬まれ負傷した。

2 免責・求償

第三者の行為によって公務上の災害または通勤による災害を受けた場合、被災職員は通常の事案と同様、基金に対して補償の請求ができると共に、当該第三者に対しても、民法等の法律に基づき損害賠償の請求ができます。

しかし、被災職員が補償と損害賠償を二重に受けたり、あるいは、基金が補償を行うことによって第三者が損害賠償の責めを免れることは公正を欠くため、法に基づく調整を行います。この調整方法が(1)「免責」と(2)「求償」です。



3 第三者加害事案における補償の方法

第三者加害事案において、被災職員が損害を補填される方法として、第三者による損害賠償もしくは基金による補償があります。

このいずれを先に行うかという観点から、災害補償の方法にも示談先行（原則）と補償先行の2通りあり、この選択は、原則として認定請求時に行います。

(1) 示談先行

被災職員が第三者から補償と同一の事由による損害賠償を受けること

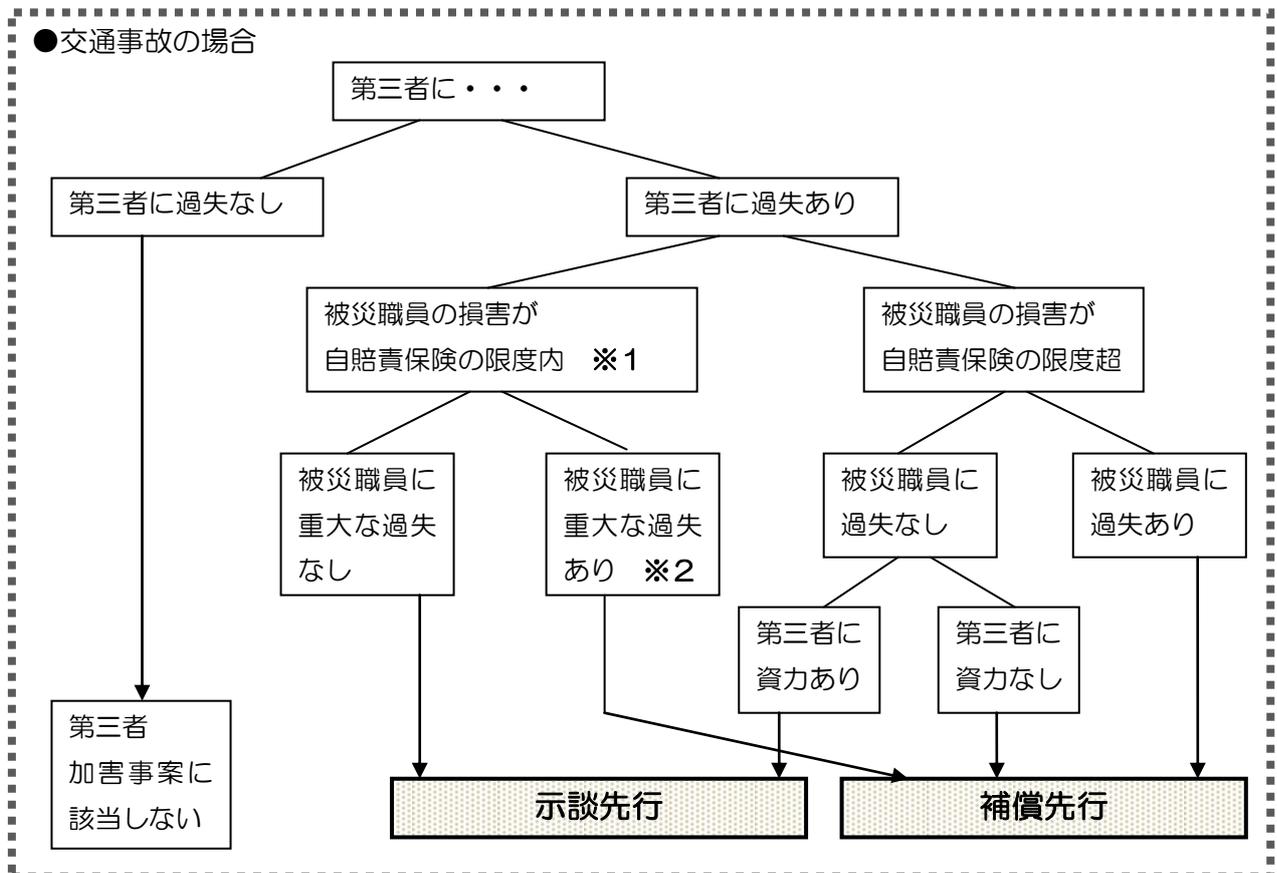
(2) 補償先行

第三者から損害賠償を受ける前に、基金が被災職員に補償を行うこと

以下の場合に該当するとき、補償先行にすることができます。

なお、補償先行を選択する場合は、「補償先行申出書（支部様式第17号）」を提出してください。

- 第三者を特定できない場合
- 第三者が所在不明の場合
- 第三者が同僚職員の場合
- 被災職員にも過失があり、第三者が治療費全額の賠償を拒んでいる場合
- 被災職員の過失が大きく、損害賠償請求をすることが困難な場合 など



※1 治療関係費、休業補償、慰謝料など合わせて120万円まで

※2 道路交通法などに係る重大な法令違反があった場合など

4 示談とは

加害者と被害者とが、裁判によらないで、お互いに譲歩しあって損害賠償に関する争いを最終的に解決する契約のことを「示談」といいます。(民法 695 条)

言い換えれば、示談は、加害者が被害者に対して一定額の賠償金を支払うことを約束し、被害者はその金額で満足してそれ以上損害賠償の請求をしないという約束をすることであり、単なる口約束でも示談と見なされることがあるため注意が必要です。

一旦示談が成立すれば、原則として示談後に損害が増加しても加害者に追加請求はできなくなるため、示談締結には慎重な対応が求められます。

※ 第三者と示談を締結する際は、必ず事前に基金へ連絡してください。

●示談に際しての主な留意点●

- ・示談締結は、傷病が治ゆ（症状固定）して、損害の範囲が明確になった時点で行う。
- ・示談交渉の材料となる事実関係に関する資料を十分収集しておく。
- ・交渉した事柄は、小さな事柄でも記録に残す。
- ・相手方には、白紙委任状を絶対に渡さない。

5 交通事故事案の注意点

・事故の相手方（加害者）の情報の取得

（氏名・住所・連絡先・勤務先・加入保険（自賠責・任意ともに）の保険番号と契約期間）

- ・警察へ報告し、人身事故扱いで処理を受ける。
- ・軽いけがでも、その日のうちに医療機関を受診し、診断書を取得する。
- ・被災職員本人の人身傷害保険（任意保険特約のひとつ）加入の有無の確認

[加入していた場合、当該保険会社に対し、基金から補償を受ける予定の旨を必ず伝え、人傷保険（医療費に関するもの）は使わない。]

6 第三者加害事案における任命権者の役割

(1) 災害発生状況の詳細および進捗状況の把握

(2) 問題解決・示談締結に向けての適切な指導・助言

災害発生の状況の把握・災害発生後の進捗状況など、所属・団体として関与することで、事案の進捗や時効などの管理をすることが必要です。

示談については、被災職員が適正な示談交渉ができるように、4に掲げた事項に留意し、適切な指導・助言を行い、示談締結前の示談（案）を提出するよう指導してください。

7 第三者加害事案に関する必要書類

必要書類名		交通事故事案	その他事案
第三者加害報告書	支部様式第 15 号	○	○
誓約書	支部様式第 16 号	○	○
補償先行申出書	支部様式第 17 号	場合による ※1	場合による ※1
事実確認書	支部様式第 18 号	場合による ※2	○
同意書（第三者加害事案用）	支部様式第 20 号	○	○
示談書又は免責証書 ※3		○	○
第三者加害行為現状（結果）報告書 ※3	支部様式第 21 号	○	○

※1 補償先行を選択したとき。 ※2 第三者の保険加入状況によっては必要。

※3 被災職員の治ゆ後示談成立したとき。

